



保 医 発 1 1 1 6 第 3 号
平 成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成27年10月22日に提出すべき平成27年7月から9月分のデータの提出に遅延等が認められたため、平成27年12月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道札幌市東区北27条東1丁目1-15 医療法人社団愛心館愛心メモリアル病院	平成27年12月1日から 平成27年12月31日まで
北海道虻田郡倶知安町北4条東1丁目2番地 J A北海道厚生連倶知安厚生病院	
北海道帯広市西16条北1丁目27番地 医療法人社団刀圭会協立病院	
山形県鶴岡市文園町9番34号 庄内医療生活協同組合鶴岡協立病院	
埼玉県久喜市木町1丁目7番12 医療法人蓮江病院	
東京都港区三田1丁目4番3号 国際医療福祉大学三田病院	

保険医療機関名	適用期間
東京都江東区塩浜2-7-3 医療法人社団青藍会鈴木病院	平成27年12月1日から 平成27年12月31日まで
東京都大田区北千束3丁目27番2号 東京急行電鉄株式会社東急病院	
東京都北区赤羽台4-17-56 公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	
東京都八王子市明神町4-8-1 一般財団法人仁和会総合病院	
神奈川県横浜市都筑区東山田町1552 医療法人社団山本記念会山本記念病院	
山梨県南巨摩郡身延町飯富1628 身延町・早川町組合立飯富病院	
長野県佐久市岩村田1862番地1 佐久市立国保浅間総合病院	
愛知県名古屋市名東区上社3丁目1911番地 医療法人香徳会メイトウホスピタル	
愛知県豊橋市飯村町字浜道上50番地 独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター	
大阪府堺市西区北条町1丁目2番31号 医療法人大泉会大仙病院	
大阪府大阪市東住吉区田辺4丁目13番15号 東和病院	
大阪府高槻市登町33番1号 医療法人健和会うえだ下田部病院	
大阪府泉南市中小路2丁目1860 医療法人聖心会堀病院	
兵庫県尼崎市長洲西通1丁目8番20号 医療法人社団敬誠会合志病院	
島根県出雲市斐川町直江3964-1 出雲徳洲会病院	
山口県山口市阿知須4241-4 医療法人社団向陽会阿知須同仁病院	
徳島県徳島市万代町4丁目2番地2 医療法人倚山会田岡病院	
福岡県福岡市南区市崎1丁目14-11 医療法人寺沢病院	
福岡県みやま市高田町濃施480番地2 ヨコクラ病院	
福岡県北九州市八幡西区下上津役1-5-1 医療法人新生会新生会病院	
熊本県阿蘇市内牧1153-1 医療法人社団坂梨会阿蘇温泉病院	